

陳情第4号

令和4年11月15日

東郷町議会議長
加藤宏明 殿

陳情者 東郷町
小幡 多恵

地方行政・地方議会において、民主主義の根幹である参政権・請願権を守る為の陳情

陳情の理由

地方行政や地方議会はいかなる宗教団体ならびに一般の社会団体（反社会的団体との法的根拠がある団体を除く）に対して、一切の関係を持たないと宣言し、その参政権や請願権を侵害することはあってはならない。

民間機関や政党内部ではなく、市民に中立・公平・公正たるべき東郷町議会が宗教団体に対しそのような行為を行えば、政教分離を定めている憲法第20条で禁じられている、宗教に対する圧迫・干渉になることは明らかである。また、社会団体においても、思想信条による差別を禁じた憲法第14条に抵触しかねない。具体的には以下の4つの権利が侵害されることが懸念される。

1 参政権

参政権とは、国民が政治に参加する権利の総称であり、直接的・間接的など国によって制度は異なるものの、世界人権宣言第21条（選挙権と被選挙権の保障）や市民的及び政治的権利に関する国際規約第25条（参政権における差別の禁止）によって国際的に認められている普遍的で重要な人権であり、近代立憲主義においてあまねく保障されている。

むろん日本国民にとって参政権は、国政や地方政治への参加の機会を保障する基本的権利であり、議会制民主主義の根幹を成している。日本国憲法は15条1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めると共に、第44条では選挙権ならびに被選挙権に関して信条による差別を禁じている。

したがって、東郷町議会はいかなる宗教団体及び一般の社会団体（反社会的団体との法的根拠がある団体を除く）に対して、①関係を持たないと宣言し、その参政権を侵害することはあってはならない。

2 請願権

請願権についても同様である。一般に「請願権」とは、国や地方公共団体の機関（国会、地方自治体の議会を含む）に対し、その職務に関する事項についての希望・苦情・要請を申し立てる権利をいう。この請願権において、不当な差別が日本国憲法第16条によって禁止されている。

したがって、東郷町議会が、第1項①（関係を持たないと宣言）の行為を行えば、憲法16条に反することは明らかである。

3 信教の自由

憲法20条1項は信教の自由を保障する。信教の自由により、信仰告白の強制は禁止され、信仰・不信仰を理由とする不利益賦課も禁止されている。

したがって、東郷町議会が、第1項①（関係を持たないなどと宣言）の行為若しくは②首長・市議会議員・町民に対して「信仰の有無（信仰告白の強制）」や「宗教団体との関わり」の調査を行えば、信徒や該当議員の「信教の自由」を侵害することになり、同時に宗教団体の社会的排斥ならびに信徒への差別偏見を助長することになる。

4 思想信条の自由

思想信条の自由は、人の精神の自由について保障する自由権である。思想良心の自由ともいわれる。人間の尊厳を支える基本的条件であり、また民主主義の前提である。思想信条による差別は憲法14条1項で禁止されている。

すなわち、宗教に限らず、いかなる思想信条をもっていたとしても、それゆえに、市民の参政権や請願権、基本的人権が侵されることとは決してあってはならない。それは、行政や市議会自らが、立憲主義、法治主義、民主主義の原則を否定する行為である。ところが、昨今の情勢を見る限り、そのような事態が生じる可能性が十分にある。よって、以下のことを陳情する。

陳情項目

- 1 東郷町議会が、宗教団体または社会団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）に対して「一切の関係を持たない」などと宣言し、関係者の参政権や請願権を侵害しないこと。
- 2 東郷町議会が、首長又は東郷町議会議員に対し、「思想信条の自由」「信教の自由」「基本的人権」を侵すような方法で、団体との関わりを調査・質問しないこと